

平成 2 6 監 査 年 度

定期監査の結果に関する報告

愛 知 県 監 査 委 員

目 次

第1	監査の実施状況	1
1	基本方針	1
2	監査対象機関	1
3	監査実施方法	3
4	監査対象事務	3
5	重点項目	3
(1)	単価契約について	3
(2)	土地及び建物の利活用について	4
(3)	新公会計制度について	4
(4)	指定管理者制度について	5
6	監査実施時期	5
第2	監査の結果	6
1	概況	6
(1)	分野別	6
(2)	部局別	7
2	監査結果	8
(1)	重点項目	8
ア	単価契約について	8

【指導事項】 予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの (合規性)	8
【指導事項】 執行伺の記載内容が不適切であるもの (合規性)	10
【指導事項】 家畜用飼料の購入において、契約を分割することにより 競争入札を行っていなかったもの (合規性)	10
イ 土地及び建物の利活用について.....	13
【検討事項】 土地の利活用について、検討が必要であるもの (有効性)	13
【検討事項】 建物の利活用について、検討が必要であるもの (有効性)	14
【検討事項】 待機寮の有効利用について、検討が必要であるもの (経済性、有効性)	14
ウ 新公会計制度について.....	14
エ 指定管理者制度について.....	19
(2) 収 入.....	24
【指導事項】 県税の収納事務において、納入者不明収納金が発生して いたもの (合規性)	24
【指導事項】 障害者住宅整備資金貸付台帳等に不備があったもの (合規性)	24
(3) 支 出.....	26
【指導事項】 測量・登記嘱託業務委託料において、所得税の源泉徴収 をしていなかったもの (合規性)	26
【指導事項】 長期にわたり随意契約の理由が明確でないまま一者随意 契約を続けるなど、契約及び支出の手続が適切でなかつ たもの (合規性)	27
【指導事項】 定期刊行物の購入に係る請書において、契約上重要な事 項が記載されていなかったもの (合規性)	28
【指導事項】 電話料金等の支払が遅延していたもの (合規性)	29

(4)	人件費・旅費	31
	【指導事項】 通勤手当の返納処理を行っていなかったもの (合規性)	31
	【指導事項】 週休日における勤務について、必要な手続が行われてい なかつたもの (合規性)	32
	【指導事項】 非常配備に従事した職員について、旅行命令手続が行わ れていなかったもの (合規性)	33
	【指導事項】 病院で雇用する臨時雇用職員の雇用保険への加入手続等 が行われていなかったもの (合規性)	35
	【指導事項】 職員の手当において、システムへの入力ミスによる支給 誤りがあつたもの (合規性)	36
	【指導事項】 職員の住居手当において、支給誤りがあつたもの (合規性)	37
(5)	財産・物品	38
	【指導事項】 未利用事業用地が駐車場スペースとして使用されていた もの (合規性)	38
	【指導事項】 物品の所在が確認できなかつたもの (合規性)	39
	【指導事項】 自動車運転日誌において、長期にわたり安全運転管理者 等の確認がなされていなかったもの (合規性)	39
(6)	委 託	41
	【指導事項】 工事請負業者に工事完了検査後、新たに完了検査補助業 務を委託していたもの (合規性・有効性)	41
(7)	工 事	43
	【指導事項】 駐車場拡張整備工事請負契約において、工事設計金額に 誤りがあつたもの (合規性)	43
	【指導事項】 庁舎撤去工事請負契約において、設計及び契約の変更手 続がなされていなかったもの (合規性)	43

(8) 補助金	45
【指導事項】 政務活動費において、マニュアルで定められている上限を超えた金額を充当していたもの (合規性)	45
(9) 事故	47
【指導事項】 学校が出荷した生乳から抗生物質が検出されたことにより、損害賠償金が支払われたもの (合規性)	47
(10) 事務事業	48
【指導事項】 県公式Webサイトの外国語翻訳サービスに係る業務について、所期の目的が達成されていなかったもの (有効性)	48
(11) その他	50
【指摘事項】 出所不明金の存在が明らかになったもの (合規性)	50
【指摘事項】 義務教育費国庫負担金について、過大に交付を受けていたもの (合規性)	50
【指摘事項】 安全・安心な学校づくり交付金について、過大に交付を受けていたもの (合規性)	52
【指導事項】 情報記録媒体の管理が適正でなかったもの (合規性)	53
【指導事項】 私費会計に属する現金の管理が適正に行われていなかったもの (合規性)	54
第3 監査意見	56
1 単価契約に関する事務について、適正な事務処理を求めるもの (合規性・経済性・効率性)	56
2 会計事務を担当する職員について、育成を求めるもの (合規性・有効性)	56

3	時間外勤務について、適正な手続を求めるもの (合規性)	57
4	土地及び建物の利活用について、一層の取組を求めるもの (有効性)	58
5	新公会計制度について、正確な財務諸表の作成に向けて一層の取組を求める もの (合規性・有効性)	58
6	指定管理者に関する事務について、適正な履行確認及び選定手続の工夫・再 検討を求めるもの (合規性・効率性)	59
7	地方機関におけるガソリン等の調達方法について、検討を求めるもの (効率性)	60
8	捜査費について、適正な執行を求めるもの (合規性)	61

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の実施状況

1 基本方針

監査の実施に当たっては、本県における事務事業の執行全般について、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

また、包括外部監査の結果等にも留意して監査を実施した。

(1) 合规性……………（ルールを守っているか）

事務事業の遂行及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

(2) 経済性……………（ムダな経費をかけていないか）

事務事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

(3) 効率性……………（より成果のあがる方法はないか）

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(4) 有効性……………（目的にかなっているか）

事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

2 監査対象機関

平成 26 監査年度の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	168	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 愛知県財務規則第2条第2号に定める警察本部の会計事務を担当する課及び同規則第4条第6項に定める知事が指定する職にある者の所属の課(警察本部の課) 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	334	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第4号に定める知事が指定する「かい」※ 愛知県企業庁組織規程第12条第1項に定める出先機関 愛知県病院事業の設置等に関する条例第3条の2第3項に定める病院等
計	502	

※かい 県が設置している地方機関等で、歳入・歳出予算を執行することができるもの。県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立学校、警察署などを指す。

部局名	対象機関数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
知事政策局	4	1	5	4	0	4	4	1	5
総務部	9	15	24	9	9	18	9	15	24
地域振興部	6	-	6	6	-	6	6	-	6
県民生活部	8	3	11	8	2	10	8	3	11
防災局	3	1	4	3	1	4	3	1	4
環境部	6	1	7	6	0	6	6	1	7
健康福祉部	11	30	41	11	9	20	11	30	41
産業労働部	9	14	23	9	5	14	9	14	23
農林水産部	12	18	30	12	11	23	12	18	30
建設部	17	11	28	17	9	26	17	11	28
会計局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
企業庁	7	7	14	7	3	10	7	7	14
病院事業庁	2	5	7	2	2	4	2	5	7
議会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
教育委員会	10	181	191	10	21	31	10	181	191
警察本部	56	47	103	56	16	72	56	47	103
選挙管理委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
監査委員事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
労働委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
計	168	334	502	168	88	256	168	334	502

3 監査実施方法

監査委員による監査（委員監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

また、愛知用水水道事務所の監査に当たっては、監査法人に監査の基礎となる事項の調査を委託した。

なお、愛知県監査委員深谷勝彦及び渡会克明は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議会事務局に係る監査に加わらなかった。

4 監査対象事務

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、主として、平成 25 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般を対象に定期監査を執行した。

5 重点項目

次の事項について、重点的に監査を実施した。

(1) 単価契約について（全庁）

単価契約は、あらかじめ数量を確定することができないものについて、予定数量を算定したうえで、単価を定め、一定期間を区切って、当該期間内に供給を受けた数量を乗じて得た金額の代金を支払う契約である。

また、一定期間に同様の契約を締結しているのであれば、単価契約とすることで、契約手続等の事務の効率化やスケールメリットによる低廉化を図ることができるが、想定した予定数量と実績が大幅に相違すれば、契約単価に影響を与えるだけではなく、契約の相手方との信頼関係を損なう場合もある。

このため、単価契約にふさわしい契約であるかはもとより、発注数量や予定価格の算定は適切であるかなどの点に着目し、これらの契約に係る事務処理について、監査を実施した。

(2) 土地及び建物の利活用について（土地及び建物を所管する部局）

本県が保有している土地及び建物の中には、事務の見直しや組織の統合などにより、利用されなくなったり、利用度が低下しているものが見受けられる。このうち、普通財産の未利用地は、平成 25 年度末において約 84 万㎡となっている。

本県では、「行革大綱に係る重点改革プログラム」において、「県有地や県施設の空きスペースの利活用の拡大」や「効果的・効率的な庁舎等の利用・管理」を重点改革項目に掲げるなど、県有地や庁舎等の利活用に全庁的に取り組んでいるところである。

このため、土地及び建物の利活用について、監査を実施した。

※普通財産の未利用地とは、普通財産のうち公舎として使用されているものや市町村に貸付されているもの等を除いた未利用の土地である。

(3) 新公会計制度について（総務部、建設部、会計局）

本県では、平成 25 年 4 月から独自の新公会計制度を導入し、単式簿記・現金主義による従来の官庁会計と並行して、複式簿記・発生主義による会計処理も行われることとなった。また、同年 12 月には開始貸借対照表（平成 25 年 4 月 1 日期首）が公表され、従来の決算書類では把握できなかった県の資産や負債の状態が明らかにされた。

新公会計制度は、県民や議会に対するアカウンタビリティ（説明責任）の充実と、行政評価や予算編成を通じたマネジメント（行財政運営）への活用を目的として導入されたものであるが、財務情報が有効に活用されるためには、まずは正確な財務諸表が作成される必要がある。

このため、新公会計制度及びその運用上の問題点を検証する観点から、開始貸借対照表の正確性や新公会計関連システムの運用状況等について、監査を実施した。

(4) 指定管理者制度について

(地域振興部、県民生活部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、教育委員会)

本県では、公の施設の管理に民間の能力を活用する指定管理者制度を 75 施設で導入している（平成 26 年 4 月 1 日現在）。

昨年度の財政的援助団体等監査において、指定管理者の監査を実施したところ、協定書、仕様書等に定める事項を履行していない事例や自主事業の報告内容が不十分な事例が見受けられた。

このため、協定書、仕様書等に定める事項の履行状況や自主事業の実施状況を所管部局が適切に確認しているかについて、監査を実施した。

あわせて、指定管理者への貸付物品の管理状況及び指定管理者の選定手続についても、監査を実施した。

6 監査実施時期

平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日まで

第2 監査の結果

1 概況

注意改善を必要とする事項が、次のとおり 35 件見受けられた。

なお、注意改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ① 法令等に違反すると認められるもの
- ② 故意又は過失による事故等で、県に損害が生じていると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要すると認められるもの
- ④ その他改善を求める必要があると認められるもの

○ 指導事項

指摘事項①から④までの項目に該当する場合で、その程度が軽微なもの

○ 検討事項

その他問題点又は疑問点がある場合で、改善に向けて検討を指示する必要があると認められるもの

(1) 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
重 点 項 目	0	3	4	7
収 入	0	3	0	3
支 出	0	4	0	4
人件費・旅費	0	7	0	7
財産・物品	0	3	0	3
委 託	0	1	0	1
工 事	0	2	0	2
補 助 金	0	1	0	1
事 故	0	1	0	1
事務事業	0	1	0	1
そ の 他	3	2	0	5
計	3	28	4	35

(2) 部局別

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 政 策 局	0	0	0	0
総 務 部	0	3	0	3
地 域 振 興 部	0	1	0	1
県 民 生 活 部	0	1	0	1
防 災 局	0	0	0	0
環 境 部	0	0	0	0
健 康 福 祉 部	1	5	0	6
産 業 労 働 部	0	0	0	0
農 林 水 産 部	0	1	1	2
建 設 部	0	3	0	3
会 計 局	0	0	0	0
企 業 庁	0	0	2	2
病 院 事 業 庁	0	1	0	1
議 会 事 務 局	0	1	0	1
教 育 委 員 会	2	9	0	11
警 察 本 部	0	3	1	4
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0	0
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0
計	3	28	4	35

また、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査結果の報告に添えて
監査意見を付した（第 3 監査意見に記載）。

2 監査結果

注意改善を必要とする事項の内容は、次のとおりである。

なお、それぞれの事項に、主にどのような観点（合規性、経済性、効率性、有効性）から、注意改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

(1) 重点項目

ア 単価契約について

監査対象機関の収入及び支出の単価契約について、監査を実施した。

区 分	監査実施機関数	対象とした契約の数
本 庁	20 部局 168 機関	264 件
地方機関	13 部局 334 機関	1,298 件
計	20 部局 502 機関	1,562 件

監査の結果、注意改善を必要とする事項が、次のとおり見受けられた。

【指導事項】 予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの（合規性）

該当機関 春日井保健所

予定価格は、単価契約や随意契約を締結する場合においても、取引の実例価格や需給の状況などを考慮して算出し、その予定価格の範囲内で最高又は最低の価格により申込みをした者を契約の相手方とすることとされており、消費税等を含んで算定される。なお、見積書には消費税等を含まない金額を記載することとされている。

春日井保健所では、ガソリンの単価契約に係る執行伺において、予定価格（単価）は消費税等を含めた 149 円/ℓ としたが、見積書に記載された金額に消費税等を加えた 156.45 円/ℓ で契約を行ったため、予定価格を超えていたものである。

- ・ 予 定 価 格(単価) 149 円/ℓ (税込)
- ・ 見積書の金額(単価) 149 円/ℓ (税抜)
- ・ 契 約 金 額(単価) 156.45 円/ℓ (149 円/ℓ×1.05)
- ・ 予 定 数 量 6,500ℓ/年

<参考>

○ 地方自治法
(契約の締結)

第 234 条

1 及び 2 略

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。（後略）

4 以下 略

○ 愛知県財務規則関係質疑応答集
(予定価格の作成)

随意契約の場合は、予定価格調書は必ずしも作成する必要はないが、契約担当者は契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短を考慮して価格を予定することは必要である。

○ 会計事務の手引（支出編）
(例示：燃料費の支払事務)

暖房、炊事等の庁用燃料及び自動車用燃料等の購入に要する経費で、燃料の購入から代金の支払までの手続きは、物品購入費の場合と同様です。

なお、自動車用燃料等の購入については、単価契約の方法によるのが通常です。

(1) 執行伺（予算執行書）

ア 規格、予定数量、契約期間等の必要事項を示し、執行伺（予算執行書）を作成し、収支等命令者の決裁を受けます。

イ 契約期間は、価格の変動等に対応するため予算配分額の範囲内で 3 か月間位で定めます。

(2) 見積書（随意契約による場合）

ア 執行伺（予算執行書）の決裁を受けた後に、随意契約による場合は、業者に規格、予定数量、契約期間等の必要事項を示し、見積書を徴します。

イ 単価契約の場合、見積書は「単価」で徴します。（規格が複数となる場合は「単価×予定数量（契約期間中の予定数量）」の「総価」で徴します。）

(3) 契約

ア 前記の見積書を検討し、予定価格（別途定めること。）の範囲内で見積金額が最低価格となるものを採用します。

イ 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書等を作成しなければなりません。

単価契約の場合は、支出負担行為決議書（様式第 37）の作成は要しません。

【指導事項】 執行伺の記載内容が不適切であるもの（合規性）

該当機関 師勝保健所〔26. 4. 1 組織改正により清須保健所に名称変更〕

師勝保健所では、機密文書の収集運搬・廃棄に係る単価契約の執行伺において、予定価格（単価）を積算するに当たり、収集車1台を単位としながら1台の積載量の記載がなく、処分量（予定数量）も明示しないまま、予定価格を15,750円としていた。

一方、業者からは1kg当たりの単価を15.75円とする見積書が提出されていた。

この執行伺は、積算根拠が曖昧であり、見積書の見積額が適正であるか判断できない状況であったにもかかわらず、同保健所では、見積書に記載された単位と単価により契約を締結していた。

なお、支出額は14,175円（15.75円×900kg）であり、予定価格を上回ることはなかった。

【指導事項】 家畜用飼料の購入において、契約を分割することにより競争入札を行っていないかったもの（合規性）

該当機関 佐屋高等学校

物品を購入する契約においては、競争入札によるのが原則であるが、その予定価格が160万円を超えないものは、随意契約によることができるとされている。

佐屋高等学校の生物生産科では、豚の飼育を行っており、家畜用飼料6品目を袋単位で購入するほか、このうち1品目については使用頻度が高いことから、購入単位を「kg」とし、別にすることで契約を分割して、同一日に同一業者と随意契約を行っていた。

これらの飼料の購入については、一括して競争入札によるべきであったにもかかわらず、分割することにより、随意契約を行っていたものである。

○ 購入単位と予定価格

購入飼料	購入単位	予定価格	契約日
豚飼料A始め6品目	袋 (20kg入)	1,414,500円	平成25年4月1日
豚飼料A	kg	1,380,000円	平成25年4月1日
計		2,794,500円	

※豚飼料Aは同一製品である。

<参考>

○ 地方自治法施行令
(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二以下 略

2以下 略

○ 愛知県財務規則
(随意契約のできる予定価格の額)

第164条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

二 財産の買入れ 160万円

三以下 略

単価契約の監査において、指摘事項等には該当しないが、次のような事例があったため、改善を指導した。

○ 契約方法

- ・ カーペットのクリーニング業務の契約において、年1回の契約で、数量が確定しているにもかかわらず、単価契約を締結していた。
- ・ ゴム印の契約において、購入予定のない規格のゴム印について、単価契約を締結していた。
- ・ 学習机、椅子の修繕の契約において、個別に単価契約を行っており、複数単価契約の検討がなされていなかった。

○ 予定価格の算定

- ・ 文書廃棄処分や鉄くず等の売払いの契約において、市場調査を行うことなく、前年度実績と同額の予定価格としていた。

- ・ 一般廃棄物処分の契約において、実績を確認することなく、不明確なまま過去の処分量を予定数量とし、予定価格を算定していた。
- 予定数量の算定
 - ・ ガソリンの契約において、前年度実績が前年度の予定数量を下回っていたことを考慮せず、前年度の予定数量と同数としたため、予定数量が過大となっていた。
 - ・ 産業廃棄物処理業務の契約において、予定数量を前年度実績の5倍としていたが、結果、実績は前年度の2倍となり予定数量が過大となっていた。
- 業者の決定
 - ・ ガソリン、軽油、エンジンオイルなど複数の規格について、総価（単価×予定数量）により見積書を徴取していなかった。
 - ・ ガソリンの契約において、前年度実績を基準とすると、一者随意契約でできる金額を超えているにもかかわらず、予定数量を少なく見積もることにより、一者随意契約としていた。
- 契約手続、契約の見直しなど
 - ・ ガソリンの契約において、契約伺ではなく、支出負担行為決議により契約を締結していた。
 - ・ ガソリンの契約において、自動更新の際も市場調査や意思決定が必要であったにもかかわらず、その手続がなされていなかった。
 - ・ ガソリンの契約を変更するに当たって、業者が提示した単価は市場価格を上回っていたが、市場調査を行うことなく、提示単価で変更契約を締結していた。
 - ・ 灯油の契約に係る予算の執行において、発注数量、契約単価の変更により契約額が予算執行予定額を上回ったにもかかわらず、増額の執行伺が作成されていなかった。
 - ・ 文書廃棄処分の契約において、古紙としての売却の可能性を検討することなく、前年度どおり廃棄処分契約を締結していた。

(第3 監査意見「1 単価契約に関する事務について、適正な事務処理を求めるもの」参照)

イ 土地及び建物の利活用について

土地及び建物の利活用について、土地及び建物を所管する機関を対象に監査を実施した。

区 分	監査実施機関数
本 庁	12 部局 28 機関
地方機関	13 部局 305 機関
計	13 部局 333 機関

監査の結果、注意改善を必要とする事項が、次のとおり見受けられた。

【検討事項】 土地の利活用について、検討が必要であるもの（有効性）

該当機関 中央家畜保健衛生所

中央家畜保健衛生所では、豊田加茂支所において、現在本館前で工事が行われているため、土地の西側部分を来客用駐車場と位置付けているが、ほとんど利用されていない。

また、本館前で行われている工事終了後は、本館前部分を駐車場として利用できるようになることから、西側部分は未利用となることが見込まれる。

このため、土地の西側部分については、処分も含めて利活用を検討されたい。

- ・ 低利用部分 全体面積 6,938.21 m²のうち約 3 分の 1

該当機関 愛知用水水道事務所

愛知用水水道事務所では、尾張旭出張所において、平成 5 年に旭浄水場の浄水処理を停止して以降、旧ろ過池部分など多くの部分が未利用となっているが、利活用について検討が進んでいない。

このため、未利用部分の土地については、処分も含めて利活用を検討されたい。

- ・ 未利用部分 全体面積 25,044.00 m²のうち約 2 分の 1

【検討事項】 建物の利活用について、検討が必要であるもの（有効性）

該当機関 三河港工事事務所

三河港工事事務所では、近年の事業量の減少に伴い、職員が減少したことにより、本館に余裕部分が多くみられるため、利活用を検討されたい。

- ・ 低利用部分 本館延べ床面積 1,259.04 m²のうち約3分の1

【検討事項】 待機寮の有効利用について、検討が必要であるもの（経済性、有効性）

該当機関 常滑警察署

常滑警察署では、定員16名の待機寮に3名（うち2名は半田警察署員）しか入居しておらず、利用状況は低いものとなっている。

一方、中部空港警察署では、常滑市内にアパートを借り上げ、待機寮として利用している状況があった。

このため、常滑警察署の待機寮については、近隣の警察署の署員を入寮させるなど有効利用を検討されたい。

- ・ 常滑警察署待機寮の入居率 19%

（県全体の待機寮の入居率 94%（平成26年3月時点））

（第3 監査意見「4 土地及び建物の利活用について、一層の取組を求めるもの」参照）

ウ 新公会計制度について

新公会計制度について、次のとおり確認した。

(ア) 開始貸借対照表の正確性

平成22年度に新公会計整備検討会議を設置し、その下部組織として資産の洗い出しや評価作業のためのワーキンググループが設けられ、固定資産台帳整備の取組が全庁的に進められてきた。その成果として、県の資産や負債を一覧表示した開始貸借対照表が、平成25年12月に公表された。

一般会計特別会計各会計合算開始貸借対照表（以下「各会計合算開始貸借対

照表」という。)において、資産の合計は8兆5,544億円、負債の合計は6兆1,832億円で、その差額である純資産は2兆3,712億円となっている。資産の内訳では、道路や河川などの社会生活の基盤となるインフラ資産が4兆9,644億円であり、資産全体の約6割を占めている。

この各会計合算開始貸借対照表は、280の事業別開始貸借対照表を基礎として積み上げた会計別開始貸借対照表を合算して作成されている。金額的・性質的に重要な勘定を含む事業を中心に、事業別開始貸借対照表を任意に抽出し、各勘定残高について数値確認を行った結果、次のとおり計上漏れが見受けられた。

(単位:千円)

管理事業	勘定科目	計上漏れの金額
庁舎管理事業	事業用資産(建設仮勘定)	3,352
県立病院事業	投資その他の資産(投資及び出資金)	2,308,327
	投資その他の資産(投資損失引当金)	Δ2,308,327
私立学校振興事業	未払金(債務負担行為)	7,852,326
	長期未払金(債務負担行為)	12,856,688
介護保険事業	事業用資産(ソフトウェア)	180
産業労働総務事業	事業用資産(建物)	24,669
港湾整備事業	インフラ資産(工作物)	95,641
県営住宅管理運営事業	還付未済金	63

(イ) 新公会計関連システムの運用状況

a 仕訳及び資産登録

複式簿記による仕訳の記録は、財務システムによる収入・支出の処理と並行して行われる。入力した予算情報等から絞り込まれて表示される選択肢の中から、該当する内容を選択することで自動的に仕訳が発生する仕組みとなっているため、複式簿記の知識のない職員でも比較的容易に処理することができる。

固定資産については、資産管理システム(公有財産管理システム、建設資産管理システム、建設行政情報システム及び物品サブシステムの総称)への登録を行う必要があるが、この手続が適切に行われていない事例が、次のとおり見受けられた。

- ・ 建設仮勘定として仕訳した資本的支出が、公有財産管理システムに登録されていなかった。
- ・ 工事検査が完了し、物件の引渡しを受けているにもかかわらず、公有財産管理システムに登録した建設仮勘定の精算処理がなされていなかった。
- ・ 舗装道修繕工事で除却した旧舗装部分について、建設資産管理システムの取得価額を減ずる処理がなされていなかった。

なお、公有財産管理システムにおいて、建設仮勘定の登録や精算処理を行う際の決裁手続について定めがなく、担当職員がシステムに入力するだけで情報が更新される仕組みとなっていた。

b 月次資産照合

財務システムによる仕訳や資産管理システムへの登録が正確に行われていない場合、システム間で残高の不一致が生じる。この不一致の原因を究明するため、平成26年2月から毎月資産照合を実施し、同年4月末を目途に残高を一致させることとしていたが、監査を実施した6月時点において、次のとおり不一致が生じていた。

(a) 建設行政情報システム

建設行政情報システムで管理する道路や河川などの建設仮勘定取得価額の残高について、不一致が生じていた。

財務システム及び建設行政情報システムから出力される明細データにおいて、不一致の原因特定を円滑に行うために必要な決議番号や所属名が、一部表示されていなかったことなどにより、原因究明に時間を要していた。

○ 残高照合表（平成26年6月10日時点）の主な不一致（単位：千円）

管理事業	勘定科目	財務システム残高 ①	建設行政情報 システム残高②	不一致額 ①－②
道路事業	建設仮勘定 取得価額	127,166,323	128,455,641	Δ1,289,318
河川事業	建設仮勘定 取得価額	39,869,744	40,944,630	Δ1,074,886
海岸事業	建設仮勘定 取得価額	4,845,117	4,487,024	358,093
砂防事業	建設仮勘定 取得価額	18,917,471	18,741,791	175,680

(b) 公有財産管理システム

公有財産管理システムで管理する県立学校や県営住宅などの建物取得価額や建設仮勘定取得価額の残高について、不一致が生じていた。この不一致の原因は既に究明されており、主に、建設仮勘定から本資産への振替に伴い管理事業を変更したものについて、財務システムの修正仕訳により管理事業が変更されていなかったことによるものであった。

○ 残高照合表（平成 26 年 6 月 24 日時点）の主な不一致（単位：千円）

管理事業	勘定科目	財務システム残高 ①	公有財産管理 システム残高②	不一致額 ①－②
高等学校整備事業	建設仮勘定取得価額	9,417,587	0	9,417,587
高等学校管理運営事業	建設仮勘定取得価額	Δ6,800,710	2,073,806	Δ8,874,516
公営住宅事業	建物取得価額	4,237,283	0	4,237,283
県営住宅管理運営事業	建物取得価額	565,667,342	569,904,625	Δ4,237,283

<参考>

○ 資産管理システムの対象資産

システム名	対象資産	システム所管課
公有財産管理システム	建設部土木系資産※を除く事業用資産・インフラ資産の有形・無形固定資産、その他債権等	総務部財産管理課
建設資産管理システム	建設部土木系資産の有形・無形固定資産	建設部建設企画課
建設行政情報システム	建設部土木系資産のうち、仮勘定	
物品サブシステム	物品	会計局管理課

※ 建設部土木系資産とは、道路施設、河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設（建設・運輸・漁港海岸）、下水道施設及び都市公園施設をいい、各施設の敷地を含む。

(ウ) 指導・検査体制等

新公会計制度を円滑に運用するため、総務部、建設部及び会計局において、新公会計制度やシステム操作等に関する職員研修を計画的に実施している。

また、会計局では、平成 26 年 1 月から同年 3 月にかけて 23 機関（本庁 10 機関、地方機関 13 機関）に赴き、財務システムによる仕訳登録や複式関係書類の編さん等について指導・検査を行っていた。

なお、資産管理システムの登録に関しては、総務部、建設部及び会計局のいずれの部局においても、指導・検査を行っていなかった。

(エ) 会計ルールの整備状況

平成 25 年 3 月 27 日付け副知事依命通達により、愛知県財務諸表作成基準及び一般会計特別会計各会計合算・会計別・部局別・事業別財務諸表作成要領が制定され、併せて、各種引当金の算定や固定資産の取扱いなどを定めた要領・マニュアル等が整備されている。

財務状況を正確に表すうえで、これらの会計ルールが適切に定められているかを確認したところ、次のような事例が見受けられた。

a 評価性引当金の算定

新公会計制度では、債権の実態を適正に表示するため、評価性引当金算定要領を定め、債権の回収可能性を判断し、回収が困難とされる金額を引当金として計上することとしている。

貸付金以外の債権に係る不納欠損引当金は、債権の種類を区分することなく、収入未済の残高に過去 3 年の不納欠損実績率を乗じて一律算定するルールとしている。このため、長期にわたり回収不能の状態となっているにもかかわらず、過去に不納欠損の実績がないため、不納欠損引当金が計上されない事例が、次のとおり見受けられた。

(単位：千円)

管理事業名	債権の内容	開始貸借対照表計上額		債権の状況
		未収金	不納欠損引当金	
名古屋飛行場管理運営事業	名古屋空港使用料及び延滞金	735	0	平成 19 年度に発生した未収金であり、債務者の会社の実態が事実上無くなっており、徴収が滞っている。

<参考>

- 評価性引当金
評価性引当金とは、将来の損失に備えるため、資産から控除される引当金をいう。

b 資本的支出の取扱い

固定資産事務取扱要領において、資本的支出に係る当初設計書の金額が、「工事においては 250 万円未満の場合は、資産計上しないことも可とする。」とされている。

この具体的な取扱いが固定資産事務処理マニュアル等で適切に示されていないため、資本的支出に該当することが明らかなスロープの取付工事などであっても、250万円未満であることを理由に、一律費用処理している事例が見受けられた。

(第3 監査意見「5 新公会計制度について、正確な財務諸表の作成に向けて一層の取組を求めるもの」参照)

エ 指定管理者制度について

指定管理者制度について、次のとおり確認した。

(ア) 協定書等に定める事項の履行状況の確認等

利用料金収入や指定管理料が多額な施設等を次のとおり8施設選定して、指定管理施設所管部局による協定書、仕様書等の内容及び履行確認の状況、自主事業の確認状況について、監査を実施した。

部局	施設の名称	指定管理者	指定手続
地域振興部	愛知県奥三河総合センター	一般社団法人設楽町公共施設管理協会	任意指定
県民生活部	愛知県女性総合センター	コングレ・愛知グループ	公募
環境部	愛知県弥富野鳥園	公益財団法人愛知公園協会	公募
健康福祉部	愛知県南知多老人福祉館	株式会社平安閣	公募
産業労働部	犬山国際ユースホテル	一般社団法人愛知県観光協会	任意指定
農林水産部	愛知県森林公園ゴルフ場	森林公園ゴルフ場運営株式会社	公募 (PFI)
建設部	あいち健康の森公園	公益財団法人愛知県都市整備協会	公募
教育委員会	愛知県青年の家	特定非営利活動法人愛知ネット	公募

a 協定書、仕様書等の内容

いずれの施設の協定書、仕様書等も、総務部の参考例に沿い、施設の状況にあわせて定められていた。

b 協定書、仕様書等の履行確認

各部局において、協定書、仕様書等に定める事項が適切に履行されている

ことを確認しているか監査したところ、次のとおり不適切な事例が見受けられた。

- ・ 協定書又は事業契約書では、業務の一部を再委託する場合は県の承諾が必要とされているところ、その承諾手続が行われていなかった。
- ・ 協定書では、指定管理者が指定管理業務の実施に供するため自ら所有する物品を持ち込む場合には、事前に県の承諾が必要とされているところ、その承諾手続が行われていなかった。
- ・ 仕様書では、業務責任者を変更する場合には、書面による報告が必要とされているところ、その報告がなかった。
- ・ 協定書では、月例報告、事業報告書に「利用者からの苦情・意見及びそれに対する対応状況」を記載することとされているところ、その記載がなかった。
- ・ 協定書において実施することとされている指定管理業務の実施状況のモニタリング（監視）及び事業評価は、いずれの施設についても行われていたが、その結果を指定管理者にフィードバックして、施設の適切な管理等を指導することが必要なところ、フィードバックや指導等が行われていなかった。

c 自主事業の実施状況の確認

自主事業は、指定管理者が、当該施設内において、施設の設置目的を妨げず、かつ、利用者の便宜向上に資することを目的として、指定管理業務とは別に行う事業をいう。

指定管理施設所管部局において、自主事業の実施状況が適切に確認されているか監査した。

なお、各施設で実施されている主な自主事業は、次のとおりである。

施設の名称	主な自主事業
愛知県奥三河総合センター	ランプシェードを楽しむ会
愛知県女性総合センター	育児に役立つ料理教室
愛知県弥富野鳥園	自動販売機設置
愛知県南知多老人福祉館	なし
犬山国際ユースホテル	食堂事業
愛知県森林公園ゴルフ場	里山事業
あいち健康の森公園	バッテリーカー、ラケット貸出し
愛知県青年の家	教員採用試験対策講座

仕様書では、自主事業の実施状況を報告することとされているところ、いずれの指定管理者においても、日時・内容等の結果報告は行われていた。

また、自主事業の収支状況については、5施設の指定管理者の報告は行われていたが、2施設の指定管理者の報告は行われていなかった。

(イ) 物品管理

指定管理施設所管部局に対して、指定管理者への貸付物品を適切に管理しているか監査を実施したところ、次のとおり不適切な事例が見受けられた。

- ・ 指定管理者への貸付物品の点検を行ったところ、一部の物品が存在しないことが判明したため、指定管理者から始末書を提出させ、不用決定を行った。
- ・ 指定管理者への貸付物品のうち一部の物品について、指定管理者から誤って処分してしまったとの報告があり、同日、不用決定を行った。
- ・ 指定管理者への貸付物品について、物品貸付簿上の貸付先が、平成22年度以前の指定管理者名のままになっていた。

(ウ) 指定管理者の選定手続

指定管理者制度を導入している75施設のうち、公募による施設は36施設であり、任意指定を行っている施設は39施設である。

また、75施設のうち、指定管理期間が平成23年度から平成27年度までの5年間とされている施設が50施設（以下「平成23年度管理開始施設」という。）と最も多く、これらの施設については、来年度中に次期の指定管理者が決定される予定である。

○ 指定管理施設一覧

管理開始年度	指定管理施設数	指定手続
平成26年度	7	公募1、任意指定6
平成25年度	4	公募2、任意指定2
平成23年度	50	公募30、任意指定20
平成22年度	1	公募0、任意指定1
平成21年度	1	公募1（PFI）、任意指定0
平成20年度	1	公募0、任意指定1
平成19年度	1	公募1（PFI）、任意指定0
平成18年度	9	公募0、任意指定9
平成16年度	1	公募1、任意指定0
計	75	公募36、任意指定39

a 公募施設

平成 23 年度管理開始施設 50 施設のうち、公募施設は 30 施設である。そのうち、次の 6 施設は提案事業者が 1 事業者のみであったことから、その際の公募手続が適切に行われていたか確認した。

部局	施設の名称	指定管理者
健康福祉部	愛知県南知多老人福祉館	株式会社平安閣
健康福祉部	愛知県児童総合センター	公益財団法人愛知公園協会
農林水産部	愛知県民の森	公益財団法人愛知公園協会
教育委員会	愛知県体育館	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
教育委員会	愛知県野外教育センター	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
教育委員会	愛知県美浜少年自然の家	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

総務部作成の「指定管理者制度の手引」（以下「手引」という。）では、原則として、募集を開始した日から起算して最低 30 日以上募集期間を設けることとされている。また、記者発表、県公報登載、県ウェブページ掲載の方法により、広く募集を周知し、可能な限り、説明会を開催するなど説明の機会を設けることが望ましいとしている。

上記 6 施設については、いずれも、手引に従って募集期間が設けられ、広く周知され、現地説明会が開催されていた。

公募により指定管理者を選定する上では、複数の事業提案があることが望ましいが、上記 6 施設の提案事業者は、結果として 1 者のみであった。

その理由としては、公募時期が 7、8 月に集中していること（4 施設）、施設の交通の便が良くないこと（4 施設）、業務が多岐にわたること（2 施設）、仕様書により営利目的興行の使用日数が限定されていること（1 施設）などが考えられる。

b 任意指定施設

指定管理者の指定については、公募によるのが原則であるが、近い将来に廃止又は移管等が予定される場合など公募によらないことが適当と認められる合理的理由がある場合には、例外として、任意指定によることができる（指定管理者による公の施設の管理に関する条例、手引）。

平成 23 年度管理開始施設 50 施設のうち、現在、任意指定による 20 施設について、任意指定の理由を確認したところ、次のとおりであった。

理由	施設数
近い将来、廃止又は移管等が予定されている施設	4
団体事業と施設の設置目的及び県の施策とが密接不可分の施設	3
整備途上・整備予定の施設	4
地元市町村との関わりが施設の管理運営上特に深い施設	1
近隣する他者の施設等との一体的管理運営を行っている施設	8
計	20

なお、次期の公募予定について確認したところ、公募を検討しているのは、1 施設（大高緑地）のみであった。

(第 3 監査意見「6 指定管理者に関する事務について、適正な履行確認及び選定手続の工夫・再検討を求めるもの」参照)

(2) 収 入

【指導事項】 県税の収納事務において、納入者不明収納金が発生していたもの (合規性)

【該当機関】 西尾張県税事務所、東三河県税事務所

西尾張県税事務所及び東三河県税事務所において、県税の収納窓口で収納した1日分の現金と領収書控（納付書原符及び領収済通知書）の金額を照合したところ、現金が上回っていた。このため、それぞれ調査を行ったが、納入者及び税目を特定することができず、納入者不明収納金として雑入で受け入れていた。

該当機関	発生日	金 額
西尾張県税事務所	平成 25 年 6 月 25 日	10,000 円
東三河県税事務所	平成 25 年 6 月 24 日	10,000 円

【指導事項】 障害者住宅整備資金貸付台帳等に不備があったもの（合規性）

【該当機関】 西三河福祉相談センター

各福祉相談センターでは、障害者住宅整備資金貸付金及び高齢者住宅整備資金貸付金の事務を行っており、貸付台帳を用いて債権残額、償還状況等を整理し、適切に債権管理を行うこととしている。

しかし、西三河福祉相談センターでは、貸付台帳において、債権管理に必要な情報である借受人ごとの債権残額、返還金額、収納済年月日等の記載漏れが散見された。

これらの貸付金については、過去に貸付金に係る借用証の紛失や保存期限前の関係書類が破棄されており、前年度においても、貸付台帳の記録の整備など債権管理のための改善策の検討を求めていたが、依然として不適切な事務処理がなされていた。

○ 貸付台帳の不備の内容

貸付金名	借受人	記載漏れの内容
障害者住宅整備 資金貸付金	A	債権残額、返還金額（8回分）
	B	債権残額、収納済年月日（1回分）
高齢者住宅整備 資金貸付金	C	納入通知書発送及び収納済年月日（2回分）
	D	納入通知書発送及び収納済年月日（3回分）

<参考>

- 障害者住宅整備資金貸付金
障害者住宅整備資金貸付金は、自己資金で障害者の専用居室、浴室等の新築、改築等を行うことが困難な者に対して資金を貸し付ける制度であり、平成 22 年度で廃止されているため、現在では貸付金の回収事務のみが行われている。
- 高齢者住宅整備資金貸付金
高齢者住宅整備資金貸付金は、高齢者との同居のために住宅を新築、改築する者に対して資金を貸し付ける制度であり、平成 16 年度で廃止されているため、現在では貸付金の回収事務のみが行われている。

(3) 支 出

【指導事項】 測量・登記嘱託業務委託料において、所得税の源泉徴収をしていなかったもの（合規性）

該当機関 一宮建設事務所

所得税法では、弁護士、司法書士などに報酬等の支払をする者は、所得税を源泉徴収しなければならないと定められている。

一宮建設事務所では、土地家屋調査士や司法書士に建設工事に伴う測量・登記嘱託業務の委託料を支払う際、所得税（復興特別所得税を含む。）の源泉徴収をしていなかった。

今回の事務処理の誤りについては、当該業務の予算が報酬ではなく委託料として計上されていること、そして、大半は源泉徴収を必要としない法人と契約を結んでいることから、職員が源泉徴収をする必要がないものと誤解していたために生じたものである。

契約の相手方	業務名	契約金額	未徴収税額
土地家屋調査士A	自転車歩行者道設置工事の内測量・登記嘱託業務委託	439,850 円	43,887 円
司法書士B		148,460 円	14,136 円

※税額については、報酬等から1万円を控除した額に、所得税10%及び復興特別所得税0.21%を乗じて計算している。

<参考>

○ 所得税法

(源泉徴収義務)

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

一 略

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三以下 略

2以下 略

【指導事項】長期にわたり随意契約の理由が明確でないまま一者随意契約を続けるなど、契約及び支出の手続が適切でなかったもの(合規性)

該当機関 三谷水産高等学校

三谷水産高等学校では、年に2回、実習船愛知丸で遠洋航海実習を行っており、実習期間中に寄港する外国において必要な物品の購入、入出港経費、入出港手続に関する一切の業務などについて、民間事業者と委託契約を締結している。

この契約について、同校では、平成15年度に定めた「愛知丸の外地寄港に係る業務委託に関する方針」に従い、毎年度、同一業者と契約しているが、その方針は、当時、愛知丸で行うまぐろ延縄漁業実習の寄港地としていたホノルルにおける代理店の有無、同校からの委託実績などを理由に、委託の相手方として適当な業者は、一者のみであるとするものであった。

しかし、平成19年度に愛知丸がかつお一本釣り漁船として新造され、寄港地がサイパンとなり、その後はプサンに変更された。それぞれ現地には委託事業者の代理店が設置されていないにもかかわらず、従前の方針を見直すことなく漫然と一者随意契約を継続していた。

さらに、委託契約書では、愛知丸の外地「出港日」の為替レートにより円に換算し、日本円で支払うこととなっていたが、外地「入港日」の為替レートで算定された請求書を受領し、内容を十分確認することなく、請求額のとおり支払を行っていた。

<参考>

○ 愛知県財務規則

(見積書の徴取)

第164条の2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく、2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴さなければならない。

○ 愛知県財務規則の運用について(通知)

第164条の2関係(見積書の徴取)

1及び2 略

3 見積書を徴取することを省略し、又は1通で処理することができる場合を例示すれば次のとおりである。

(1) 略

(2) 1通で処理できる場合

ア及びイ 略

ウ 他に競争しうる業者がないとき。

【指導事項】定期刊行物の購入に係る請書において、契約上重要な事項が記載されていなかったもの（合規性）

該当機関 知多翔洋高等学校

知多翔洋高等学校では、定期刊行物の購入について、複数の業者から見積書を徴取し、そのうち表示価格から1割引とする業者と契約を結ぶこととした。しかし、相手方である業者から提出された平成25年4月1日付けの請書は、具体的な割引率の記載が漏れており、契約において重要な事項が明確に示されていないものであった。

こうした状況であるにもかかわらず、同校は、これを見過ごし、そのまま請書を收受した。また、同年4月から9月までの間、定期刊行物を購入し、請書の内容を十分確認することなく、請求額のとおり支払を行っていた。

なお、実際の請求額は、結果として、見積書の内容と同じであった。

<参考>

○ 愛知県財務規則

（契約書の作成）

第127条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

（契約書の記載事項）

第128条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一 以下 略

二 以下 略

（契約書の省略）

第129条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第127条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

一 契約の金額が100万円を超えないとき。

二 以下 略

2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合には、知事が特に必要がないと認めたときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しなければならない。

【指導事項】 電話料金等の支払が遅延していたもの（合規性）

該当機関 渥美農業高等学校

渥美農業高等学校では、電話料金については自動口座振替に用いる口座（公共料金口）からの引落しにより、また、電気料金については供給事業者が指定する口座への口座振替の方法により、それぞれ支払を行っている。

電話料金については、平成 25 年 4 月分において、公共料金口への入金が遅れたため、振替日及び再振替日に引落しがなされなかった。そのため、後日、同月分の電話料金 24,382 円を銀行窓口において支払ったが、延滞金 221 円が発生した。

さらに、電気料金については、通常、早収料金により支払を行っているが、平成 25 年 9 月分（低圧電力契約始め 11 件）の早収料金 739,749 円を誤って公共料金口に入金したため、早収料金の適用期限日までに支払うことができなかった。そのため、後日、供給事業者の指定する口座へ振替を行ったが、早収料金から 3%割増しされた遅収料金 761,535 円との差額 21,786 円が発生し、11 月分の電気料金に加算された。

このように、同校では、適正なチェックが行われておらず、公共料金の支払事務における基本的な誤りが繰り返されていた。

<参考>

○ 会計事務の手引（支出編）

【口座振替による支払】

[例]

- ・電気供給事業者等へ支払う電気料金等

【資金前渡員口座（公共料金口）からの自動口座振替による支払】

<対象経費>

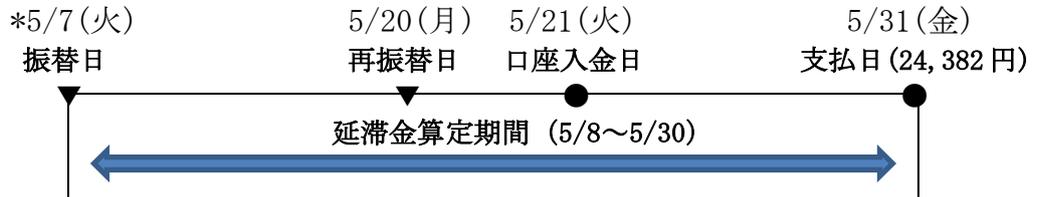
資金前渡できる経費のうち自動口座振替の方法により支払をすることが可能な経費（ただし、口座振替の方法による支払が可能なものを除く。）

[例]

- ・西日本電信電話株式会社等へ支払う電信電話料等
- ・健康保険及び厚生年金の保険料、児童手当の拠出金、水道料及び下水道の使用料等の官公署へ支払う経費
- ・日本放送協会へ支払う受信料

○ 電話料金における延滞金

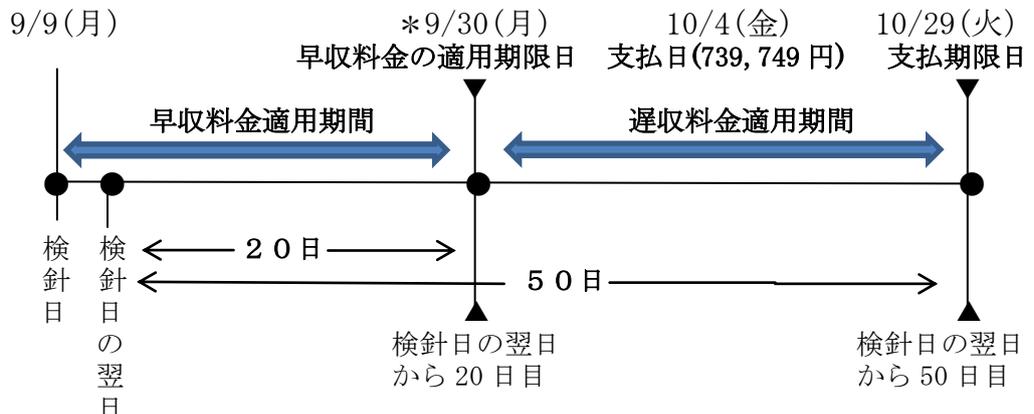
口座振替日に振替ができない場合は、原則として振替日から起算して15日目に再度振替されるが、再振替日に振替できない場合は年14.5%の延滞金が加算される。



*振替日は毎月5日と定められているが、5月は5日、6日が休日であるため、その翌日が振替日となった。

○ 電気料金における早収料金と遅収料金

電力供給約款に基づき、検針日の翌日から20日以内に支払う場合は早収料金、20日を超えて支払う場合は遅収料金（早収料金の3%割増し）となる。



*9月29日が日曜日であるため、その翌日が期限日となった。

(4) 人件費・旅費

【指導事項】通勤手当の返納処理を行っていないもの（合規性）

該当機関 総務部総務事務管理課

平成 25 年 4 月に、交通機関利用に係る通勤手当を 6 か月定期券の額で支給されていた職員が、平成 25 年 4 月 28 日から通勤方法を自家用車使用に変更した。

このため、総務事務管理課は、平成 25 年 5 月分から自家用車使用に係る通勤手当を支給する手続を行ったが、4 月末における 6 か月定期券の払戻金相当額の返納処理を行っていない。

- ・ 払戻金相当額 66,110 円
(6 か月定期券額 81,750 円 - (1 か月定期券額 15,140 円 + 手数料 500 円))
- ・ 自家用車使用に係る通勤手当 5,200 円/月

<参考>

○ 職員の給与に関する条例
(通勤手当)

第 11 条

1～5 略

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 以下 略

○ 通勤手当に関する規則
(返納の事由及び額等)

第 17 条の 2 条例第 11 条第 6 項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1 か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 略

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第 11 条第 6 項の人事委員会規則で定める額は、前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等について、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等について、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額とする。

【指導事項】週休日における勤務について、必要な手続が行われていなかったもの（合規性）

該当機関 陶磁美術館

職員に対して週休日に勤務を命ずる場合には、原則として週休日の振替えを行い、振替えができない場合及び同一週に振替えができない場合には、時間外勤務手当を支給することとされている。週休日の振替えや時間外勤務手当の支給をするためには、アイシステムにより、当該職員が入力し、上司が承認手続をとることが必要である。

陶磁美術館では、次の表のとおり週休日に職員に勤務を命じたが、アイシステムによる週休日の振替え又は時間外勤務について必要な手続が行われておらず、結果として、時間外勤務手当 175,716 円が未支給となっていた。

このような事例が発生した原因は、職員がアイシステムへの入力を失念しただけでなく、上司が部下の勤務状況を十分把握した上で、所定の手続を行うよう適切な指示を行っていなかったことにある。

○ 週休日の振替えがなされていなかった勤務命令日等

週休日	対象人員	総勤務時間数	支給不足額
4/6(土)、4/14(日)、4/22(月) 4/30(火)、6/1(土)、7/14(日) 7/15(月)、8/5(月)、8/10(土)	4人 (延べ10人)	53時間	175,716円

<参考>

○ アイシステム

職員が自らパソコンで入力し、直接総務事務センターへ送信することにより、次のような各種手続の申請や承認を行うためのシステム。「総務事務システム」の通称。

- ・ 週休日の振替え、時間外勤務命令
- ・ 旅行命令申請、旅費の請求
- ・ 年次休暇の届出、特別休暇等の申請
- ・ 手当に係る届出（通勤手当、住居手当、扶養手当） など

○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。（後略）

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。（後略）

3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前 2 項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で週休日（中略）を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 略
(時間外勤務)

第 5 条 任命権者は、公務のため臨時の必要があると認めるときは、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。

○ 愛知県職員服務規程
(時間外勤務及び休日勤務)

第 12 条 職員は、所属長から勤務時間外、週休日又は休日に勤務を命ぜられたときは、これに従わなければならない。

2 略

3 所属長は、第 1 項の規定により勤務時間外、週休日又は休日に勤務を命ずるとき（中略）は、総務事務システム（中略）によらなければならない。
(週休日の振替え等及び休日の変更)

第 14 条 所属長は、週休日又は休日に勤務を命ずる必要がある場合には、あらかじめ総務事務システム（中略）により、週休日にあつては当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内における週休日の振替え等（中略）を、休日にあつては当該勤務を命じた日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内における休日の変更（中略）を行うことができる。この場合において、所属長は、職員の申出を考慮して、勤務時間を割り振らないこととなり、又は勤務させないこととなる日又は時間を定めなければならない。

2 略

【指導事項】非常配備に従事した職員について、旅行命令手続が行われていなかったもの（合規性）

該当機関 健康福祉部健康福祉総務課

本県においては、県内の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常配備態勢を執ることとなっている。また、職員が非常配備を命じられる場合のうち、勤務時間外に自宅から非常配備先に出向き、又は勤務時間外に帰宅するときは、旅行命令手続を行わなければならないものとされている。

職員の旅行命令については、原則として、旅行をする前に職員がアイシ

システムで旅行命令申請を登録し、上司がこれを承認することにより行われる。ただし、そのいとまがない場合には、口頭により旅行命令を行うことができ、旅行後できるだけ速やかに旅行命令申請の登録を行い、上司の承認を受けるものとされている。

しかし、健康福祉総務課では、平成 25 年度に旅行命令手続が必要となる非常配備を延べ 26 名に対して命じていたが、このうち 12 名について、旅行命令手続が行われていなかった。このため、11 名について運賃等及び雑費の旅費合計 3,750 円が未支給となっていた。

このような事例が発生した原因は、職員がアイシステムへの入力を失念しただけでなく、上司が部下の非常配備態勢への従事状況を十分把握した上で、所定の手続を行うよう適切な指示を行っていないことにある。

○ 旅行命令手続が行われていなかった非常配備等 (単位：人)

非常配備の発令日	従事者	旅行命令手続が必要な者	手続がされていなかった者	旅費が支給される者
7/18(木)	2	2	2	2
7/25(木)～26(金)	6	0	0	0
8/5(月)～6(火)	2	2	1	1
9/4(水)～5(木)	4	2	1	0
9/8(日)	2	2	0	0
9/15(日)～16(月)	8	8	2	2
10/15(火)～16(水)	2	0	0	0
10/20(日)	4	4	1	1
2/15(土)～16(日)	4	4	3	3
3/30(日)	2	2	2	2
計	36	26	12	11

<参考>

○ 職員等の旅費に関する条例
(旅行命令等)

第 4 条

1～3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

○ 旅費事務の手引 第5版抜粋

〈非常配備の旅費〉

- ・職員等の旅費に関する条例の運用方針について 第38条関係第2項第5号
- ・職員等の旅費支給規程 第5条第2項第5号

1 旅行命令

出発地、用務先及び帰着地の関係は以下のとおり。

区 分	出発地	用務先	帰着地
自宅から非常配備につき、帰宅する場合	自宅	非常配備先	自宅
自宅から非常配備につき、引き続き勤務する場合	自宅	非常配備先	—
非常配備につき、帰宅する場合	非常配備先	自宅	—

2 旅費額の算出方法

(1) 運賃

非常配備につくため、又は非常配備が解除されたため、住所又は居所と非常配備場所との間を移動する場合で、その者が移動に要する経費を負担した部分に限り、運賃等を支給する。

(2) 旅行雑費

ア 非常配備につくために自宅から非常配備場所に旅行した場合に限り、住所又は居所と非常配備先との位置関係にかかわらず、旅行雑費を支給する。

イ 自宅から非常配備場所に旅行する場合の通信連絡費として支給するものであり、非常配備場所から自宅に旅行する場合には支給しない。

ウ 非常配備についた日に、非常配備命令以外の旅行があった場合でも、この旅行雑費との調整は行わない。

エ 非常配備が日をまたいだ場合でも、旅行雑費は1日分（非常配備についた日）を支給する。

【指導事項】 病院で雇用する臨時雇用職員の雇用保険への加入手続等が行われていなかったもの（合規性）

該当機関 がんセンター愛知病院

がんセンター愛知病院では、平成26年4月1日現在、一般事務、看護業務などを補助するため臨時雇用職員57名を雇用している。

雇用保険法では、64歳以下で1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用されると見込まれる者については、雇用保険の被保険者とすることとされている。

しかし、同病院の臨時雇用職員57名のうち、30名については雇用保険の加入対象であったにもかかわらず、被保険者に関する届出や保険料の納付など、雇用保険に係る事務手続が行われていなかった。

- 平成 26 年 4 月の保険料未徴収額等
 - ・ 職員負担分 16,025 円
 - ・ 事業主負担分 27,243 円

<参考>

- 雇用保険法
(定義)
- 第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。
2以下 略
(適用事業)
- 第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。
2 略
(適用除外)
- 第6条 次に掲げる者については、この法律は適用しない。
 - 一 65歳に達した日以後に雇用される者
 - 二 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
 - 三 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
 - 四以下 略

【指導事項】 職員の手当において、システムへの入力ミスによる支給誤りがあったもの（合規性）

該当機関 尾張教育事務所

尾張教育事務所は、管内の小学校及び中学校の県費負担教職員の給与支払事務を行っているが、市町村立学校給与システムへの入力を誤ったことにより、次のとおり職員の手当が過支給又は支給不足となっていた。

手当の種類	誤りの内容	過支給又は 支給不足額
通勤手当	自動車の使用距離を 8 km とすべきところ、10km と入力	8 か月分(平成 25 年 4 月～11 月) 過支給 19,200 円
住居手当	家賃額を 50,000 円とすべきところ、40,000 円と入力	8 か月分(平成 25 年 4 月～11 月) 支給不足40,000 円

<参考>

- 市町村立学校給与システム
市町村立学校の担当職員がパソコンで入力し、市町村立学校ネットワークを通じて、県の給与システムに送信することにより、所属職員の給与等の支給処理を行うシステム。

【指導事項】 職員の住居手当において、支給誤りがあったもの（合規性）

該当機関 西三河教育事務所

西三河教育事務所は、管内の小学校及び中学校の県費負担教職員の給与支払事務を行っており、住居手当において、家賃月額 60,000 円の住居届に対し、住居手当を 27,000 円とする認定がなされた。

しかし、契約書に特約事項として、契約期間の開始日（平成 25 年 3 月 24 日）から 11 か月を経過する月の末日までの間は、家賃を月額 12,000 円割り引くと規定されていた。このため、当該期間の実際の家賃は 48,000 円であり、住居手当が過支給となっていた。

- ・ 過支給額 28,000 円

3,500 円×8 月（平成 25 年 4 月～11 月）

（誤）家賃 60,000 円 住居手当 27,000 円

（正）家賃 48,000 円 住居手当 23,500 円 差額 3,500 円

(5) 財産・物品

【指導事項】未利用事業用地が駐車場スペースとして使用されていたもの
(合規性)

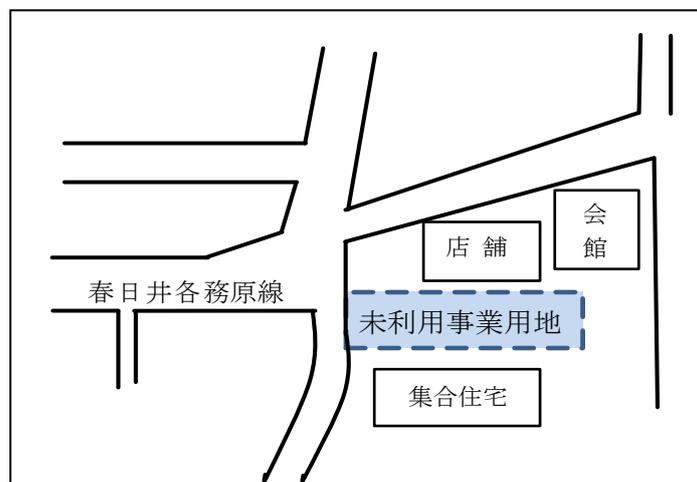
該当機関 尾張建設事務所

建設部においては、道路、公園などの用に供するための用地について、適時、事業計画に基づき取得しているが、取得後に社会経済情勢、財政状況などが大きく変化したため、工事に着手することができず、長期にわたり未利用となっている事業用地が、県内に数多く散在している。

尾張建設事務所では、道路事業などに係る未利用事業用地を管理しているが、主要地方道春日井各務原線の一部区画 2,103 m²には、9 台の自動車 が駐車されており、そのうち 1 台については、ナンバープレートが外された状態で放置されていたことから、駐車場スペースとしての使用が常態化 していたと推認される。

未利用事業用地については、地元住民の通行への便宜を図るため、柵の設置などにより閉鎖することが難しい場合もあると考えられる。しかしながら、当事業用地は部分的に閉鎖できる形状、立地であり、また、閉鎖できない部分についても、駐車行為などをする者に対して警告等を行うことにより、駐車場スペースとしての使用や車両放置を防ぐべきであり、当事業用地の保全管理は不十分であったと言わざるを得ない。

<現地略図>



【指導事項】 物品の所在が確認できなかったもの（合規性）

該当機関 知多建設事務所

物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないものであり、適正に管理することが求められている。

愛知県財務規則では、物品出納職員は、毎年度1回以上物品と帳簿を対照の上で点検し、その旨を帳簿の余白に記載し、押印しなければならないこととされている。

しかし、知多建設事務所では、物品点検表に点検済の押印がなされていたにもかかわらず、所在が確認できなかった物品があり、点検業務が形骸化していた。

○ 所在が確認できなかった物品（3点 361,700円）

物 品	数 量	取得年月日	取得金額
カメラ	1台	平成15年11月27日	56,700円
映像装置	1台	昭和62年12月24日	130,000円
ビデオカメラ	1台	昭和62年12月24日	175,000円

<参考>

○ 愛知県財務規則
(点検)

第118条 物品出納職員は、毎年度1回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品を帳簿と対照のうえ点検し、その旨帳簿の余白に記載し、押印しなければならない。

【指導事項】 自動車運転日誌において、長期にわたり安全運転管理者等の確認がなされていなかったもの（合規性）

該当機関 警察本部装備課

警察本部においては、公用車の日々の運行状況を把握するため、自動車運転日誌を備え付けており、運転者に運行時間、用務先などの運行状況を記録させ、使用日ごとに安全運転管理者（各所属の次長等）が押印により確認することとなっている。

装備課では、7台の公用車を保有しており、警察署への資材運搬、巡回

指導などの用務に使用しているが、いずれの公用車の自動車運転日誌についても、運行状況は記録されていたものの、平成25年9月24日から平成26年3月末までの間、安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理責任者の押印がなされていなかった。長期間にわたり押印がなされていないのは、確認事務としては不適切である。

また、自動車運転日誌は、安全運転管理者等が運行状況を確認するだけでなく、簡易な旅行命令書に代わるものとして、職員の出張状況を把握するために使用されており、この点においても、管理監督者の押印が長期間にわたり全くなかったことは不適切である。

<参考>

- 愛知県警察車両管理規程の運用
 - 第2 解釈、運用上の留意すべき事項
 - 第2章 車両の安全運転及び管理
 - 安全運転管理者（第3条）
 - 3 安全運転管理者の業務は、次のとおりとする。
 - (1)～(4) 略
 - (5) 自動車使用（運行）の記録
 - ア 安全運転管理者は、自動車の運転の状況を把握するため、運転を終了した運転者に使用（運行）の状況を別記様式の自動車運転日誌に記録させること。
 - イ 自動車運転日誌の保存期間は、1年とする。

(6) 委 託

【指導事項】 工事請負業者に工事完了検査後、新たに完了検査補助業務を委託していたもの（合規性・有効性）

該当機関 警察本部情報分析捜査課

工事請負契約は、通常、施工後に完了検査により工事の完成を確認した日をもって、工事目的物の引渡しを受けることとなっている。

情報分析捜査課では、捜査上必要となる設備に係る工事請負契約において、検査職員が完了検査を実施し、工事目的物の引渡しを受けた後、新たに完了検査補助業務を同一の施工業者に委託していた。

同課が、完了検査実施後にこのように業務を委託しているのは、工事施工後に目的物の品質保証を第三者から受ける必要があるためとしている。

しかしながら、業務の委託先が施工業者と同一の業者であるのは不適切であった。

また、この委託業務の内容は、主に使用機器及び材料の品質、工事の施工状況、出来形の確認であり、工事目的物の引渡しを受ける前に実施すべきであった。

<参考>

- 工事請負契約の内容
 - ・ 請 負 金 額：5,985,000円
 - ・ 契 約 方 法：随意契約（8者による見積競争）
 - ・ 契 約 工 期：平成25年11月8日～平成26年1月31日
 - ・ 検査年月日：平成26年1月30日
- 完了検査の補助業務委託
 - ・ 委 託 料：252,000円
 - ・ 契 約 方 法：随意契約（2者による見積競争）
 - ・ 契 約 期 間：平成26年2月10日～平成26年2月14日
 - ・ 委 託 内 容：工事完了検査の補助業務

○ 地方自治法施行令
(監督又は検査の方法)

第167条の15

1～3 略

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(7) 工 事

【指導事項】 駐車場拡張整備工事請負契約において、工事設計金額に誤りがあったもの（合規性）

該当機関 一宮児童相談センター

一宮児童相談センターでは、駐車場拡張整備工事請負契約の設計書を作成するに当たり、表層工事（アスファルト舗装）の面積等の算出を誤ったことにより、設計金額において 131,358 円の過大設計となっていた。

区 分	金額（税込）	備 考
契約金額	2,205,000 円	
実測に基づく設計金額	2,210,142 円	表層工事 83.4 m ² 、既設コンクリート取壊 60.0 m ² 、ブロック 2 段積 9.3m
当初の誤った設計金額	2,341,500 円	表層工事 107.0 m ² 、既設コンクリート取壊 67.0 m ² 、ブロック 2 段積 15.0m
設計金額の差	131,358 円	

【指導事項】 庁舎撤去工事請負契約において、設計及び契約の変更手続きがなされていなかったもの（合規性）

該当機関 田原警察署

田原警察署の小中山駐在所は、田原市からの借地により設置されていた。平成 25 年 3 月の同駐在所の廃止に伴い、地権者である田原市に敷地を更地にして返還する必要が生じたが、撤去工事請負契約の締結後、田原市から消防団の駐車場として利用するため、敷地内に打設されていたアスファルト舗装 62 m²は撤去しないよう申入れがあり、アスファルト舗装の撤去は行わなかった。

当初発注した撤去工事請負契約には、当該舗装部分の撤去工事費用が含まれていたが、撤去工事を行わないこととしたにもかかわらず、設計及び契約の変更手続きを行っていなかったため、設計金額において 11,550 円の過大設計となっていた。

区 分	金額（税込）	備 考
契約金額	8,715,000 円	
変更内容を反映した 設計金額	8,704,500 円	アスファルト撤去面積 0 m ²
当初の設計金額	8,716,050 円	アスファルト撤去面積 62 m ²
設計金額の差	※11,550 円	

※設計金額の差が少ないのは、アスファルトの撤去を行わなかったことから、撤去費が不要となった一方で、アスファルト舗装の養生費が発生したためである。

(8) 補助金

【指導事項】政務活動費において、マニュアルで定められている上限を超えた金額を充当していたもの（合規性）

該当機関 議会事務局総務課

政務活動費は、地方自治法及び愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例に基づき、愛知県議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して支出されるものであり、議長は、同条例に基づき、政務活動費を執行する場合の統一的な運用基準である政務活動費マニュアルを定めている。

マニュアルでは、政務活動費を充当できる経費項目ごとに、経費の内容、活動・使途例示及び留意点が記載されており、自動車リース料を充当できる金額については、年間 80 万円を上限としている。

全会派及び全議員に交付された政務活動費について、マニュアルに基づき充当されているかどうか、収支報告書に添付されている領収書等の写しにより確認したところ、自動車リース料について、誤って上限を超えた 866,880 円（72,240 円×12 月）が充当され、議会事務局における点検でも見落としていた。

なお、上限を超えた 66,880 円については、議員から既に返納されている。

<参考>

○ 地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第100条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17以下 略

○ 愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例
 (政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、会派及び議員が実施する県政の課題及び県民の意思を把握し、それらを県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であって、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定めるものに充てることのできるものとする。

別表第1 略

別表第2 (第8条関係)

経費	内 容
調査研究費の項から事務所費の項まで 略	
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する事務用品及び備品の購入費、文書通信費、自動車リース料等の経費
人件費の項 略	

○ 政務活動費マニュアル

第2 経費項目の内容

政務活動費を充当できる経費について、経費項目ごとに、経費の内容、活動・使途例示及び留意点を記載する。

なお、ここに示す活動・使途例示は、あくまで例示であり、これ以外のものであつても、支出内容が政務活動費の趣旨に合致しており、金額、態様なども社会通念上妥当なものであり、対外的にもその説明ができるものであれば、支出することは可能である。

また、留意点については、経費の内容が同じ場合は、経費項目間で同様に適用される。

1～8 略

9 事務費

(1)及び(2) 略

(3)留意点

ア～ウ 略

エ 自動車のリース料については、議員の活動の多面的な性格はもとより、他の活動にも使用できる自動車の性格を踏まえ、按分による支出とし、適用する按分割合は、使用実績に応じたものとする。

なお、充当できるリース車は1台とし、その充当金額については年間80万円を上限とする(自動車リースを業とする会社からの契約に限る。また、任意保険料や違約金等は対象外とする。)

(9) 事 故

【指導事項】学校が出荷した生乳から抗生物質が検出されたことにより、損害賠償金が支払われたもの（合規性）

該当機関 農業大学校

農業大学校では、学生の実習の一環として乳牛の飼育をしており、搾乳した生乳の出荷、販売を業者に委託している。

平成 25 年 10 月 7 日、同校において、学生が搾乳した生乳に抗生物質が混入していたことから、同校の出荷分だけでなく、委託業者が巡回して集めた他の生産業者分を含め全ての生乳を廃棄することとなった。

このため、販売不可能となった生乳の代金及び廃棄処分に係る費用の合計 912,665 円を、損害賠償金として業者に支払った。

同校では、同日、病気が疑われた乳牛の洗浄用に抗生物質を含む薬品（生理食塩水）を使用したため、生乳の出荷をしばらく控える必要があったが、その情報が学生に伝達されていなかった。

○ 損害賠償金の内訳

内 容	金 額	備 考
生乳代金	725,185 円	6,563kg (同校出荷分を除く。)
生乳の廃棄処理費	124,020 円	6,890kg
生乳の廃棄運搬費	20,000 円	
消費税及び地方消費税	43,460 円	
計	912,665 円	

<参考>

○ 生乳受託販売に係る委託契約書
(損害賠償)

第 10 条 故意又は過失によりこの契約書に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

○ 愛知県酪農農業協同組合生乳受託業務細則
(規格外生乳の賠償)

第 7 条 規格外生乳による販売不可能乳が発生した場合は、その原因者を特定し、原因者が損害を補填するものとする。

2 損害の算定は次のとおりとする。

- ①販売不可能となった乳量にその月の支払単価を乗じた金額
- ②廃棄処分に伴う処理経費と輸送実費

(10) 事務事業

【指導事項】 県公式Webサイトの外国語翻訳サービスに係る業務について、
所期の目的が達成されていなかったもの（有効性）

該当機関 地域振興部情報企画課

情報企画課では、愛知県公式Webサイト（以下「県サイト」という。）にASPサービスを利用して、即時に日本語から外国語（英語始め3言語4字体）に自動翻訳する機能を追加する業務を民間業者に委託している。

仕様書では、県サイトのうち、一部のページを除き、全てのページを対象とした自動翻訳サービスについて、その旨の忠告文を表示させた上で、平成26年1月1日からサービス利用を開始することとしていた。

しかし、庁内各課に照会したところ、自動翻訳では正確な内容が伝わらないなどサービス利用に慎重な意見が多数あったことから、当面の措置として、同年3月下旬から、英語版のトップページとイベント情報をまとめたページに限定して利用を開始することとした。

一方、自動翻訳は、受託業者により仕様書どおり行われていたが、県側の都合により利用を制限したものであることから、県は契約書どおりの委託料を支払っていた。

当該業務は、外国人生活者や旅行者などに対して、自動翻訳により情報発信の充実を図るという目的で委託されたものである。しかしながら、サービス利用開始から5か月経過した定期監査時においても、自動翻訳によるサービス利用は、英語版のトップページとイベント情報をまとめたページに限定されていたことから、契約上の問題は生じていないものの、この業務の所期の目的が達成されているとは言えないものである。

<参考>

- ASPサービス (Application Service Provider Service)
アプリケーションソフトをインターネット経由で利用できるようにしたオンラインサービスのこと。アプリケーションのバージョンアップなどの運用管理作業を行う必要がない。

○ 契約書の内容

・業務名 愛知県公式Webサイト外国語翻訳サービス

・契約金額 201,600円（税込）

〔平成26年1月分 85,680円
平成26年2月分から平成27年12月分まで 月額 5,040円〕

・契約期間 準備期間：平成25年11月28日から25年12月31日まで
サービス提供期間：平成26年1月1日から27年12月31日まで

・主な内容 (翻訳機能)

(1) ASPサービスによる自動翻訳

(2) 翻訳対象ページ（県サイト内で公開中の全ページ・別ドメイン）

(3) (2)のページを英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語に翻訳

(4) 機械翻訳であることの忠告文の表示及び翻訳したページへの表示

(保守)

(1) 365日24時間翻訳システムを提供すること

(2) 県が指定する単語、ウェブページ及び静止画の登録作業など

(11) その他

【指摘事項】 出所不明金の存在が明らかになったもの（合規性）

該当機関 半田保健所

平成 26 年 2 月、金融機関から半田保健所あてに、長期間取引がない保健所役職者名義の預金口座に 2,294,110 円の残額があるとの通知があったことから、健康福祉部において事実関係の調査が行われた。

この預金口座は、平成 16 年 2 月の口座開設以後、入出金の事実はなく、通帳の所在は不明であり、当時の関係者から預金の出所に関する直接的な証言も得られなかった。

一方、調査の過程において、同保健所美浜支所でも、他の役職者名義で平成 20 年 3 月に解約済みの預金通帳や現金 861,244 円の存在が明らかになった。

健康福祉部では、金融機関や関係者への聴き取り調査の結果、支出先が明らかになった経費については、私的な用途は認められないものであり、預金通帳の口座名義が保健所役職者名であることや、公金以外には資金を捻出する方法がないことなどから、現金等の出所は、平成 20 年度に本県の一部所属で発見された不明朗な現金等と同様に、公金をプールした可能性があるものと推認した。

このような不明朗な現金等については、平成 20 年度に部局により実施した全機関調査において報告されるべき事案であったにもかかわらず、同保健所では適切な対応がされていなかった。

【指摘事項】 義務教育費国庫負担金について、過大に交付を受けていたもの（合規性）

該当機関 教育委員会財務施設課

義務教育費国庫負担金は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担法に基づき、都道府県が負担する義務教育諸学校の教職員の給与等について、その 3 分の 1 を国が負担するものである。

財務施設課は、同負担金の対象となる小中学校事務職員定数の報告を誤り、国庫負担金が過大に交付されていたことが判明した。このため、平成21年度から平成24年度までの過大交付額を国へ返還することとなり、その額は71,425,271円となる見込みである。

事務職員定数の算定において、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に規定する費用等（学用品費、通学費及び修学旅行費）を受給する児童生徒数が著しく多い学校は加算措置がされるが、市町村から報告を受けた定数算定の基礎となる児童生徒数に、この費用等の支給を受けていない者が含まれていたため、過大報告となった。

このような事例が発生した原因は、負担金の対象となる職員について、市町村に対する周知が十分に行われていなかったことにある。

○ 義務教育費国庫負担金の要返還額等 (単位：円、人)

年度	交付額	再算定後の額	要返還額 (見込)	過大人数
平成21年度	84,383,972,791	84,364,259,158	19,713,633	10
平成22年度	82,270,730,545	82,253,623,222	17,107,323	9
平成23年度	81,799,248,983	81,780,850,455	18,398,528	10
平成24年度	81,366,541,860	81,350,336,073	16,205,787	9
計			71,425,271	38

<参考>

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
(小中学校等教職員定数の標準)
- 第9条 事務職員の数、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
- 一～三 略
- 四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条に規定する保護者（同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。）及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に1を乗じて得た数

○ 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

(国の補助)

第2条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法第16条に規定する保護者で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第13条の規定による教育扶助が行われている場合にあっては、当該教育扶助に係る第1号又は第2号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

一 学用品又はその購入費

二 通学に要する交通費

三 修学旅行費

【指摘事項】安全・安心な学校づくり交付金について、過大に交付を受けていたもの（合規性）

該当機関 教育委員会高等学校教育課

安全・安心な学校づくり交付金は、公立学校などの施設整備に関する経費について、改築や補強、大規模改造等の耐震関連経費を中心に、地方公共団体ごとに一括して交付される交付金である。

高等学校教育課が、この交付金により、平成21年度に整備した田口高等学校の自動制御実習装置（レーザー加工実習装置）について、交付金の対象外であることが判明した。このため、過大交付額を国に返還することとなり、その額は5,621,000円となる見込みである。

交付金の対象となる装置は、実験実習施設の新築・増築・改築又は改修に伴い整備するもので、当該施設と一体として使用されなければならないところ、同校に設置された実習装置は既存装置を更新したのみで、施設の改修等を伴っていないものであった。

このような事例が発生した原因は、交付金の支給要件に関する理解が不足していたことに加え、国に対する確認が十分に行われていなかったことにある。

<参考>

- レーザー加工実習装置
コンピュータ上でデザイン設計した内容を、レーザー光を利用して、板材の切断、彫刻などの加工を行うことにより、様々なものづくりの局面で活用するもの。

【指導事項】 情報記録媒体の管理が適正でなかったもの（合規性）

該当機関 旭丘高等学校

情報記録媒体については、情報資産及び個人情報の保護、管理の観点から、適切かつ厳正な取扱いが必要とされている。教育委員会においては、愛知県立学校情報セキュリティポリシーを定めており、同ポリシーでは、学校内における個人所有の記録媒体の利用や情報の学校外への持ち出しについて、これを行わなければ職務の遂行に支障をきたすとして、管理責任者等の許可を得た場合に限り認めている。

しかしながら、旭丘高等学校では、平成25年12月10日に、教員が自宅で仕事をするため、管理責任者等の許可を得ることなく、学校内で個人所有のUSBメモリに生徒の氏名、住所などの情報を書き込み、これを学校外に持ち出した。さらに、この職員は、同日、忘年会に出席したが、帰宅後に同USBメモリを紛失していたことに気が付いた。

なお、個人情報など重要度の高い情報資産の記録媒体にはパスワードをかける必要があったにもかかわらず、紛失したUSBメモリには、パスワードがかけられていなかったが、情報流出の事実は確認されていない。

<参考>

- 愛知県立学校情報セキュリティポリシー
(学校内で利用できる記録媒体)
第17条 学校内で利用できる記録媒体は、県が管理するものでなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県が管理しない記録媒体（以下「個人所有記録媒体」という。）により作業をしなければ、職務の遂行に支障をきたすとして、第13条第1項に規定する管理責任者の許可を得た場合に限り、個人所有記録媒体を学校内で利用することができる。

○ 愛知県立学校情報セキュリティポリシー

(情報の持ち出しの禁止)

第 29 条 全ての情報を、学校外へ持ち出さないこと。ただし、持ち出しをしないことにより職務の遂行に支障をきたすとして、管理責任者等の許可を得た場合を除く。なお、重要性 B 以上の情報の持ち出し許可は、重要情報持ち出し管理票(様式 9)を管理責任者等に提出して、その許可を得なければならない。

2 管理責任者等は、前項の許可を受けようとする者が、次の事項を遵守することを確認したうえで、許可を行うものとする。

(1) 持ち出す情報は、必要最小限にすること。

(2) 万一の紛失等に備えて、複製を持ち出すこと。

(3) 寄り道など、申請した持ち出し先以外の場所に情報を持ち出す行為やパソコン及び記録媒体の放置をしないこと。

○ 愛知県教育委員会個人情報管理マニュアル

第 7 保有個人情報の取扱い

(複製及び持ち出し等の制限)

1～7 略

8 保有個人情報を含んだ機器、媒体(紙媒体を含む。)は、外部へ持ち出してはならない。ただし、持ち出さなければ職務の遂行に支障をきたすとして、個人情報保護管理者等の許可を得た場合を除く。なお、許可に際しては、別紙 1 の「重要情報持ち出し管理票」により行うものとする。

**【指導事項】 私費会計に属する現金の管理が適正に行われていなかったもの
(合規性)**

該当機関 岡崎商業高等学校

岡崎商業高等学校の金庫の中に、菓子缶に入ったままの状態为学校として認識していない現金 22,680 円が保管されていた。

同校が調査したところ、金庫の中に「書写検定」と書かれた紙片が見つかり、菓子缶に貼られていたものが剥がれたと推測されるとのことであった。

同校では平成 16 年度から書写検定は行われておらず、それ以前の受験料の残金と考えられる。

学校において実施する検定に係る会計については、平成 20 年 3 月 28 日付けの教育長通知及び「私費会計の会計処理基準」により、特別会計を設け管理することとされているが、管理が適正に行われていなかった。

<参考>

○ 「検定及び模擬試験に係る教職員の服務及び会計の取扱いについて」（平成20年3月28日教育長通知）

- 1 教職員が勤務時間外に検定又は模擬試験に従事し、当該検定又は模擬試験に関して謝金を受け取る場合は、教育公務員特例法及び愛知県立学校職員服務規程等に基づき、兼職・兼業の承認を得ること。
- 2 検定及び模擬試験の会計は、PTAの特別会計とし、その会計処理は透明性を図るため、PTAから事務の委任を受けたうえで県が定める私費会計の会計処理基準に則り適正に処理をすること。

○ 「私費会計の会計処理基準」

第1 趣旨

この私費会計処理基準は、県立学校における学校徴収金及び団体徴収金（以下「学校徴収金等」という。）の適正な会計処理を図るため、必要な事項を定める。

第2～第8 略

第9 収入金の保管等

- 1 収入金はすべて、会計別に校長名義の預金口座を金融機関に設けて預金する。

この場合に使用する印鑑は校長の私印とし、印鑑は校長が保管管理し、預金通帳は出納責任者が保管管理する。

ただし、本校から遠隔地にある校舎において事務の取扱いに支障が生じる場合は、校長が指名した者を預金口座の名義人又は通帳の保管管理者とすることができる。

- 2 収入金を受け入れる場合は、収入金調書により、収支等命令者及び出納責任者の決裁を受ける。

第3 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき付す監査意見は、次のとおりである。

1 単価契約に関する事務について、適正な事務処理を求めるもの (合規性・経済性・効率性)

該当機関 全庁

地方公共団体の契約は、契約内容の総額を契約金額として締結する総価契約が原則とされているが、あらかじめ数量を確定することができないものについては、予定数量を算定したうえで、単価を定め、一定期間を区切って、当該期間内に供給を受けた数量を乗じて得た金額の代金を支払う単価契約を締結することができる。また、一定期間に同様の契約を締結しているのであれば、単価契約とすることで、契約手続等の事務の効率化やスケールメリットによる低廉化を図ることができる。

しかしながら、今回の定期監査において、注意改善を必要とする事項のほか、単価契約の事務手続が適正に行われていない事例（P11～P12 参照）が多数見受けられた。

単価契約によった場合、発注予定数量や予定価格の積算は契約額に影響を与えることから、乖離^{かいり}が生じないよう積算根拠を明確にするなど適正な契約手続を行うとともに、経済性・効率性の観点からも、単価契約のメリットが十分に発揮されるよう努められたい。

なお、廃棄文書の処分においては、県の機関の中には、古紙として売却しているところもあることから、古紙市場価格や他機関の事例等について調査するなど、実情に応じた契約方法について検討されたい。

2 会計事務を担当する職員について、育成を求めるもの（合規性・有効性）

該当機関 全庁

今回の定期監査では、本庁・地方機関を問わず、複数の機関で、契約書に消費税等の額が記載されていなかった事例、支払金額や振込口座を誤り、支払期限に口座振替が行われていなかった事例など、基本的かつ重要な会計事務の誤

りが見受けられた。

これらは、主に会計事務を担当する職員の知識の欠如や不注意によるものであるが、組織としてのチェック体制が機能していなかったことも原因であると認められる。

さらに、会計事務の基礎的知識を習得している職員が減少していること、職員間の意思疎通や情報共有が不十分であること、組織としてノウハウの蓄積、継承が十分になされていないことなども影響しているものと考えられる。

加えて、新公会計制度の導入や公営企業会計基準の見直しなどに伴い、会計事務を担当する職員が新たに習得すべき知識や行うべき事務が増えている点も見逃せない。

こうしたことから、各部局にあつては、会計事務を適正に執行できるよう、チェック体制を強化するとともに、日々の会計事務を通じて職員の育成に努められたい。

3 時間外勤務について、適正な手続を求めるもの（合規性）

該当機関 全庁

時間外勤務については、命令権者（直近の上司等）が、あらかじめ職員に従事すべき月日、時間及び勤務の内容を明示して命令し、翌日、職員から従事実績の報告を受け、内容を確認することとされており、その手続はアイシステム又は時間外勤務に関する命令簿（以下「命令簿」という。）により行われている。

今回の定期監査においては、本庁・地方機関を問わず、時間外勤務手当が未支給となっている事例や数か月も遡及して支給されている事例が見受けられた。これらは、職員が時間外勤務に関するアイシステムへの入力又は命令簿への記入を失念していただけでなく、命令権者が部下職員の服務管理を適切に行っていないことにも原因があると考えられる。

こうしたことから、命令権者においては、時間外勤務を命じた職員に対して、アイシステム又は命令簿による所定の手続を行うよう具体的に指示し、手続漏れが発生しないよう、一層の服務管理を徹底されたい。

また、所属長等管理監督者においても、適宜アイシステム等により部下職員の勤務状況を把握するなど、その組織全体の運営管理に一層配慮されたい。

4 土地及び建物の利活用について、一層の取組を求めるもの（有効性）

該当機関 土地及び建物を所管する部局

普通財産の未利用地は、平成 25 年度末時点で約 84 万㎡である。

また、現に使用している土地及び建物においても、事務の見直しや組織の統合などにより、利用度の低い部分が見受けられる状況である。

こうした中、県政の課題の一つである資産の有効活用に向けて、平成 23 年 12 月に県が公表した「行革大綱に係る重点改革プログラム」においては、「県有地や県施設の空きスペースの利活用の拡大」や「効果的・効率的な庁舎等の利用・管理」が掲げられ、総務部財産管理課においては、各部局と連携し、県有地を駐車場や福祉施設として貸し付ける取組を行うほか、「県有施設利活用・保守管理プログラム」を策定し、庁舎等の効果的・効率的な利用・管理を図るなどの取組を行っているところである。

その他、各部局においても、「行革大綱に係る重点改革プログラム」に示されている公舎や待機宿舎の見直しなどの方針に沿って、不用となった土地の利活用が進められている。

しかし、今回の定期監査においては、一部の土地及び建物において、立地条件等の要因から検討が進んでいなかったものや、これまで検討の対象とされていなかった未利用、低利用のものが見受けられた。

については、土地及び建物を所管する各部局においては、土地及び建物が重要な資産であるとの認識の下に、財産管理課と連携を図り、利用状況の低い土地及び建物について、処分も含めた一層の利活用を検討されたい。

5 新公会計制度について、正確な財務諸表の作成に向けて一層の取組を求めるもの（合規性・有効性）

該当機関 総務部、建設部、会計局

平成 25 年度から新公会計制度が導入され、県の資産や負債を網羅的に把握し、一覧表示した開始貸借対照表が同年 12 月に公表された。

開始貸借対照表について監査した結果、計上漏れが見受けられた。開始貸借対照表の誤りは、今後作成される財務諸表の正確性にも影響することから、固定資産台帳の情報等について、再度十分な点検を行う必要がある。

また、複式簿記による仕訳や資産登録の処理については、導入初年度ということもあり、職員の知識不足による仕訳及び資産登録の誤り、チェック体制の不備等が見受けられ、財務システムの勘定残高と資産管理システムの資産残高に不一致が生じていた。

こうした誤りの発生を防止し、正確な財務諸表を作成するためには、日々の仕訳や資産登録が正確に処理され、月次資産照合が円滑に行われる必要があることから、引き続き職員に対する研修の充実や指導・検査体制の強化、システムの改善に努められたい。

さらに、今後、議会への決算の説明をはじめ、行政評価、予算編成などにおいて、財務諸表を活用していくことが予定されていることから、財務諸表が財務状況を正確に表す有用なツールとなるよう、必要に応じて会計ルールの見直しを行うとともに、活用に向けた具体的な仕組み作りに取り組まれたい。

6 指定管理者に関する事務について、適正な履行確認及び選定手続の工夫・再検討を求めるもの（合规性・効率性）

該当機関 地域振興部、県民生活部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、教育委員会

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度であり、本県では75施設で導入されている。

今回の監査の結果、業務の一部を再委託する場合の承諾手続が行われていなかった事例や指定管理者への貸付物品が誤って処分された事例などが見受けられた。

これらは、いずれも指定管理施設所管部局において、指定管理者に対する指導・監督が不十分であったことを示すものである。

については、当該部局においては、指定管理者に対するモニタリング（監視）等により、協定書、仕様書等に定められている事項が確実に履行されているか十分確認するとともに、指定管理者への貸付物品については、定期又は随時の点検を実施し、適切な管理に努められたい。

あわせて、自主事業は、施設の設置目的を妨げず、かつ、利用者の便宜向上に資することを目的として実施されるものであり、本来の指定管理業務との密

接な関連性があると考えられることから、今後は、その収支状況も含め実施状況を十分確認することが望まれる。

また、来年度には指定管理者の公募が集中して行われる予定であるが、公募に当たっては、募集期間を十分確保するなど、できる限り数多くの事業者から企画提案が得られるように工夫されたい。

さらに、指定管理者の選定については、公募によることが原則であることから、現在、任意指定による施設においても、公募の可否について、再度検討されたい。

7 地方機関におけるガソリン等の調達方法について、検討を求めるもの (効率性)

該当機関 会計局

会計局では、公用車に給油するガソリン等について、次の理由により、本庁の知事部局分を一括して、県内の約7割のガソリンスタンドが加盟する愛知県石油業協同組合と一者随意契約を行っている。

- ・ 出張時や緊急時に県内全域で給油を行うことが可能であり、利便性を考慮すると、随意契約の要件である「性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当すると認められること
- ・ 契約には、市況の変動があった場合は単価の改定を行う旨の条項が盛り込まれており、健全性が確保されていると認められること

なお、平成25年度の単価については、経済産業省資源エネルギー庁の調査結果を指標として、契約額と実勢価格とで一定の乖離^{かいり}が生じた場合に改定する旨の協定を別途締結していた。

一方、多くの地方機関では、いわゆる本所のほか支所、出張所、駐在室等が、競争入札などにより、適正に事務を行っているが、今回の定期監査で、次のような事務の現状が明らかになった。

- ・ 当初契約を行った後においても、随時、市場調査を行い、価格改定の適否を判断する必要があること
- ・ 地域によっては、近隣のガソリンスタンドが減少しているため、入札要件の設定や業者の選定に苦慮していること

このように、各地方機関で行うガソリン等の契約については、事務が煩雑であることに加えて、競争性を確保することが難しくなっている。

については、会計局において、地方機関の事務の合理化を考慮したガソリン等の効率的な調達方法を検討されたい。

8 捜査費について、適正な執行を求めるもの（合規性）

該当機関 警察本部

捜査費については、捜査員が捜査活動において、交通費や駐車場代などに使用する経費、あるいは協力者などへの謝礼に要する経費であり、その執行に緊急性又は秘匿性を必要とするものである。このため、捜査費については、あらかじめ捜査員に現金を支給する経理が認められているが、誤った執行の危惧もあることから、これまでも警察本部において、その適正な執行を指示していた。

しかしながら、機動捜査隊の警部補が、平成20年4月から平成24年11月までの4年8か月間もの長期にわたり、計93回も私的に流用していたことが発覚した。

このように、捜査費の執行に関して、提出された書類の審査が行われていたにもかかわらず、私的に流用されていた事実を発見できなかったのは、その審査が十分でなかった面も否定できない。

現時点においては、平成25年9月に当該警部補から流用された現金は返納され、本人に対する処分も行われている。

警察本部においては、既に対応策を各所属に周知し、再発防止に向けて取り組んでいるところであるが、捜査費については、公金であることを繰り返し周知するとともに、その執行の必要性を含めて、より厳格な審査の徹底を図り、適正な執行を確保するよう努められたい。